

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会

第36回議事録（案）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

第36回東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会  
議事次第

日時：平成28年10月28日（金）14:00～16:08

場所：ホテルルートイン東京東陽町  
2階 大宴の間

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 平成28年度上期 東京PCB処理事業所の操業状況
- (2) 平成28年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画
- (3) 水熱分解設備 スラリ供給配管の設置について
- (4) 東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果への対応について
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要
- (6) その他

3. 閉 会

○事務局 定刻となりましたので、本日欠席の連絡のありました委員を除きまして皆さんおそろいでございます。第36回「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会」を開催させていただきます。会議に先立ちまして、先ず、皆様に御報告がございます。中杉委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 この委員会の委員を務めておられました岩崎委員が先日、亡くなられたということで、この委員会の委員から外さざるを得なかったということでございます。

岩崎議員の御冥福をお祈りして、座ったままで大変失礼だと思っておりますけれども、黙祷を捧げたいと思います。では、事務局の方で音頭をとって頂けますか。

○事務局 それでは、黙祷を始めます。黙祷始め。

(黙 祷)

○事務局 黙祷終了。お直り下さい。

では、本日御欠席の御連絡を事前に頂いております委員につきまして、御紹介します。織委員、村山委員でございます。尚、佐古委員につきましては、本日出席の予定でしたが、急用のため欠席となりました。

ここで、新任委員を御紹介致します。江東区議会議員より榎本委員でございます。

○榎本委員 よろしくお願ひします。

○事務局 同じく江東区議会議員の細田委員でございます。

○細田委員 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 東京都環境局の風祭委員でございます。

○風祭委員 どうぞよろしくお願ひ致します。

○事務局 JESCOにおきましても人事異動がございましたので御紹介させていただきます。

東京PCB処理事業所の田中所長です。

○田中所長 田中です。よろしくお願ひ致します。

○事務局 大見安全対策課長です。

○大見課長 大見です。よろしくお願ひします。

○事務局 山本運転管理課長です。

○山本課長 山本です。よろしくお願ひ致します。

○事務局 近村営業課長です。

○近村課長 近村でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 本社も異動がございましたので御紹介します。PCB処理事業部の池原次長です。

○池原次長 昨年度3月までありがとうございました。本社で今はやっておりますので、よろしくお願ひ致します。

○事務局 安全操業課の高橋上席です。

○高橋上席 高橋です。よろしくお願ひします。

○事務局 尚、本社の方で本日欠席させて頂いておりますが、吉口PCB処理事業部長並びに渡辺安全操業課長が新任となっておりますので、よろしくお願ひ致します。

また、本日はお忙しい中、環境省からは、中尾産業廃棄物課長。

○中尾課長 よろしくお願ひ致します。

○事務局 産業廃棄物対策課の今井課長補佐に御出席頂いております。

○今井補佐 よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、議事に当たりまして、事業担当取締役の由田より御挨拶させていただきます。

○JESCO 本日は、大変お忙しい中、中杉先生を初め、細田委員、榎本委員、木下委員、小安委員、関戸委員、綾部委員、風祭委員、前川委員の各委員の皆様方、また、環境省の産業廃棄物課の中尾課長、今井課長補佐の皆様方には、平素より、東京PCB事業所におきます事業推進につきまして御指導・御鞭撻をいただいていることを、改めて心より御礼を申し上げたいと思います。

本日は、定例的に報告させて頂いております操業状況を踏まえまして、大きく5つの議題を用意させて頂いております。詳細については、それぞれの議題での資料説明に移りますが、議題の1つ目は、定例の操業状況の御報告でございます。この中では、平成28年度上半期の処理の進捗状況を御紹介させていただきますが、4月に発生致しました運転時のトラブル「水熱分解系統排気のオンラインモニタリングPCB濃度『高高』」の発報につきまして御報告させていただきます。

このトラブルによりまして、施設は一時操業停止をさせて頂きまして、処理に遅れが生じております。このトラブルは、大阪処理事業所、北九州PCB処理事業所から持ち込まれる廃活性炭スラリの処理に対します配管が閉塞する事により生じたトラブルでございまして、既にこの配管を撤去する事によりまして、施設の操業再開をさせて頂いております。生じた処理の遅れにつきましても、今後の処理を確実にする事によりまして、年度内には回復できる見込みとなっております。

また、この廃活性炭スラリを導入する配管につきましては、現在再設置に向けました準備を進めている所でありまして、議題（3）でその詳細を御報告させていただきます。

議題の2つ目は、「長期処理計画」について御説明をさせていただきます。こちらは、前回のこの委員会でも御紹介させて頂いております。その後、大きな変更はございませんが、平成27年度末までの情報をもとに更新を行ったものであります。

今後、計画的処理完了期限でございます平成34年度までの処理の完了に向けまして、逐次御報告させて頂く事に致しております。

議題の4つ目でございますが、東京の処理事業所におけます取り組み意識等に関しまして、平成28年の1～2月にかけて実施したアンケート結果を受けた対応について御説明させていただきます。このアンケートでは、JESCOの社員や運転会社の社員の方の回答から課題が明らかになっておりまして、それらの課題に対する研修等、講じた対策を御紹介させていただきます。

議題の5つ目でございますが、本年通常国会におきまして改正されまして、この8月1

日から施行されております「PCB特措法」の概要につきまして、環境省から御説明を頂く事になっております。

その他、従来から処理がPCBと共になされております「ポリ塩化ナフタレン」というものに関しまして、POPs条約の附属書の方から、規制対象として追加されたわけではありますが、大阪事業所でこれを取り上げまして、技術実証試験を行いましたので、その概要について御説明をさせていただきます。

尚、本日の議題とさせていただきますが、当初、この事業所の処理対象として計画に考えていましたけれども、技術的に一工夫が要するという事で、私どもの方では「処理困難物等」と呼んでいるものとしまして、超大型のトランス「TEL10」のPCB油、コンクリートで固められているものあるいは原油入りの油等、折に触れて御説明させていただきます。超大型トランスなど、一部は既に処理できているものもございますが、また折に触れまして御報告をさせていただきますと考えております。

本日は、限られた時間でございますが、これらの議題を含めまして、御出席の皆様方から東京PCB処理事業の進め方につきまして、忌憚のない御意見を頂戴できたらと思っております。

今般、PCB特措法が改正され、施行されました。JESCOとしましても、この事業の最後まででの完遂を心しまして、関係者の皆様方の御理解・御指導のもと、本社・事業所一丸となりまして、1日でも早く安全・確実な処理が進む様、更なる努力をしていきます事を改めて決意させて頂いている所でございます。本日は、よろしくお願い致します。

○事務局 それでは、以降の議事進行につきましては中杉委員長にお願い致します。

○委員長 それでは議事に入ります前に配付資料の確認を事務局よりお願い致します。

○事務局 本日、お手元の机の上に置いてありますが、順々に上から御説明申し上げます。先ず、A4で1枚の表が「議事次第」、裏面が本日の席順になっております。次も1枚紙でございます。当委員会の名簿並びにその他の委員の方の名簿となっております。

次から資料でございます。資料1としまして「平成26年度上期 東京PCB処理事業所の操業状況」でございます。ホチキス止めで15ページからなるものでございます。その資料1の別紙①としまして、「平成27年度 環境モニタリング一覧表」が裏表で入っております。A4の横でございます。

資料2でございます。「平成28年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画」。これもホチキス止めになっておりまして、15ページからなっております。

次が資料3「水熱分解設備 スラリ供給配管の設置について」という形で、ホチキス止めの12ページになっております。

資料4でございます。「東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果への対応について」というのが2枚で綴じられております。そのアンケートの結果についてですが、資料4として別紙で全面カラーになっております。

次に、A4の横向きになります緑色の紙でございます。「平成28年度改正PCB特別措置法の概要」という形で資料5にしております。

参考資料としまして、「ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について」というのがA4の1枚でございます。

その他資料と致しまして、その他資料1でございます。前回委員会の「議事要旨（案）」でございます。次に、その他資料2。これは議事録の詳細版でございます。これにつきましては、委員のみの配付となっております。その他資料3は、「東京PCB処理廃棄物処理事業だより」でございます。45号・46号をお付けしております。次に、パンフレットを御用意しました。東京事業所のパンフレットと、つい最近改正されました本社のパンフレットでございます。これにつきましても委員の方のみとなっております。

資料に不足等ございましたら、事務局までお申し出下さい。以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、このまま議事次第に従って進めたいと思います。議事がたくさんありますので、2時間の予定でございますので効率よく進めたいと思います。最初に議題の1番目でございますけれども、「平成28年度上期 東京PCB処理事業所の操業状況」になります。それでは、JESCOより資料1の御説明をお願い致します。

○JESCO 「平成28年度上期 東京PCB処理事業所の操業状況」につきまして、御報告させていただきます。

資料は初めの方です。最初のページに、8月度までの実績を図1～5に示しております。

また、「平成28年度上期（8月迄）の操業状況」を3ページの表1に示しております。

先ず、3ページの表1をご覧ください。計画と8月までの実績を見ますと、「変圧器」の台数で計画比が110%になっております。また、前年同期比は107%上回ってございましたが、重量が計画比75%、前年同期比68%と下回りました。

「コンデンサー」の台数は、計画比83%、前年同期比81%。重量は計画比77%、前年同期比77%でともに下回っております。

「廃PCB油」は、「変圧器」の「現地抜油」分を含まないための対象の廃PCB油の搬入量が少量となり、計画比、前年同期比の振れが大きく、単純比較ができませんでした。

「純PCB換算処理量」は、前年同期比を下回りましたが、ほぼ計画どおりでした。

計画を下回った原因なのですが、4月6日に発生しました水熱分解系排気オンラインモニタリングPCB濃度「高高」が発報するトラブルで、水熱設備が全停止状態となり、前処理ラインの作業中断の影響があり、またトラブルの対応とその後の定期点検のための計画に対しての処理量が下回る事になりました。定期点検終了後は、遅れを回復する様に、処理の推進に努めております。その辺が最初のページ、それから2ページのデータになります。

次に、「操業開始時からの処理状況」をページ3の表2に示しております。ご覧ください。

平成28年度8月までの累計進捗率は、「変圧器」が64.8%、「コンデンサー」が60.8%、「廃PCB油」が5.4%となっております。ただ、廃PCB油につきましては、「リン入りPCB」を含めた値になっておりますので、これを除外しますと47.4%という値になります。

操業状況については以上になります。

次に、「2. PCB廃棄物の搬入・搬出」の報告の方に移りたいと思います。

平成22年度から平成28年度8月までの月別PCB廃棄物搬入車両台数を表3に示しております。「定期点検期間を除いて、一日平均3台程度の搬入車両」でした。引き続き、関係法令やPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインや受入基準に基づく入門許可手続き、PCB収集運搬計画書による事前の確認、PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の高い運剥容器の使用や、運搬中のGPSシステムを利用した監視等により、安全を確保していきたいと思います。

次に、「(2) 二次廃棄物（低濃度）の搬出実績」です。こちらの方は、資料5ページの表4になります。

二次廃棄物（低濃度）につきましては、東京都及び江東区との取り決めにより、搬出は月6台以下、搬出量は約30tと決まっております。

平成25年8月より搬出を開始した、「前回報告以降（H28年3月～8月）の二次廃棄物等の搬出状況」を表4に示しております。見て頂くと分かるとおり、月6台以下、30トン前後を守っている状況になります。

次に、「3. 排出源モニタリング及び敷地境界での測定結果」を御報告したいと思います。施設からの排気・換気や排水及び敷地境界大気や雨水については定期的に測定を行い、処理状況とともに、東京都及び江東区へ毎月報告させて頂いております。

環境モニタリングの結果の詳細については、別に付けました1枚紙に詳細が入っております。では、随時御説明していきたいと思います。

まず、「(1) 排気・換気」の方です。表5をご覧ください。「排気系統1・2」「換気系統1・2」とも全て環境保全協定値を下回り、良好な状態を示しております。

「(2) 排水」の報告の方に移りたいと思います。表6の方になります。平成27年度と平成28年度上期（9月迄）の排水の測定実績を表6に示しております。平成27年度及び平成28年度上期（9月迄）も環境保全協定を守り、良好な状態を示しております。「PCB」「pH」「n-Hex 抽出物質」「BOD」「SS（浮遊物質）」「N（全窒素）」「DXNs」「Zn（亜鉛）」ともに基準値を下回っております。

次に、「(3) 敷地境界（大気質）」の報告をしたいと思います。敷地境界の大気質PCB濃度に関し、直近4回の測定結果を表7の方に示しております。全ての場所におきまして定量下限未満で、管理指標としている暫定濃度を下回っております。

また、表8の方にダイオキシンのデータが出ております。直近4回分の測定結果を表8に示しております。測定結果は環境基準を下回り、良好な状態を示しております。

下の図6につきましては、ダイオキシンの敷地境界線の推移です。平成23年8月に高い値（1.2pg-TEQ/Nm<sup>3</sup>）を確認しましたが、その後は低い値で推移しております。

次に、「(4) 雨水」の報告をしたいと思います。雨水の測定結果になります。平成27年11月及び平成28年7月測定の雨水中のPCBとダイオキシンの濃度を表9に示しております。いずれも自主管理目標値（環境保全協定値）を下回った値となっております。

「4. 運転時トラブルの状況について」、1点御報告したいと思います。

こちらの方なのですが、4月にファクス等で御連絡した部分であります、上期のトラブルという事で再度内容を御説明したいと思います。

発生したのは4月6日15時18分、No.1水熱分解設備を立ち下げ中に、水熱分解系排気のPCB濃度が自主管理値(0.01mg/m<sup>3</sup>)を超え、0.16mg/m<sup>3</sup>を計測した事からインターロックが作動、水熱分解設備が自動停止となりました。尚、他の設備は、No.2系がPCB処理中、No.3系は停止中でした。

こちらの方は、直ちに排気口を塞ぎ、排気口でオフライン分析を行った所、測定結果は定量下限値(0.0005mg/m<sup>3</sup>)未満で、外部への影響はございませんでした。

トラブル発生時は、No.1水熱設備はスラリ処分をしております、その冷却運転が終わり残圧を抜く作業中であり、残圧を抜く作業は反応器圧力調節弁で圧力を抜く操作を行い、次いで反応器の塔頂にある反応器空気抜き弁からも圧力を抜く作業、こちらの方は赤のラインになります。こちらのラインを使って排気をしております。

このスラリ処理というのは、大阪及び北九州事業所のPCBに汚染された活性炭、こちらを流動性を増すように油に混ぜて、水熱設備で分解処理を行っていくという処理になります。

こちらの原因を調査したところ、投入ノズル部の閉塞が確認されました。10ページをご覧下さい。スラリ配管の概略の構成を図10に、確認された調査結果を表11に、投入ノズルの閉塞状態を図11に示します。図10の④の位置、スラリ投入配管の先端部に、図11の写真の様に、20ミリ程スラリの塊による閉塞が確認されました。スラリ配管内に残留したこのスラリは、水熱反応器の停止に伴う降圧段階で反応器内に流入していくことが考えられ、その事が反応器内にPCBが存在した理由であると考えられております。

これに対応し、問題のあるNo.1及びNo.2の水熱反応器のスラリ配管については撤去し、定期点検後は当面スラリ処理なしでの稼働としております。

尚、新規に設置するスラリ配管については、今回のトラブル原因を踏まえ、堆積防止の新たな対策を講じたものとして設置を行う予定としております。こちらの方は後ほど議題(3)の方で詳細を御説明致します。

次に「5. 作業従事者の労働安全衛生について」の報告に移りたいと思います。

「(1) 作業環境の測定結果」、こちらの方を毎年2回(9月と3月頃)、法定の作業環境測定を外部分析機関に委託しております。平成27年下期3月測定の法定作業環境の結果をこちらの方に示しております。法定測定結果は、3Fのコア解体とコンデンサー解体の一部作業においてPCB濃度の上昇が見られたものの、おおむね横ばいとなっております。また、処理重量と作業環境測定の結果には著しい相関は見られませんでした。

では、資料12ページに移りたいと思います。「5. ヒヤリハット活動(HHK)の状況」について報告いたしたいと思います。

平成28年度のヒヤリハット活動の状況を表12・図14に、改善提案の状況を表13に示しております。平成28年度上期も平成27年度に引き続き提案が多く出され、ヒヤリハット活動

の活性化が継続しています。今年度も「想定ヒヤリ」が「体験ヒヤリ」と比較して約12倍の提案件数となり、昨年度の約16倍と同様に想定ヒヤリの割合が高くなっております。これは安全対策が進んだ事により、体験ヒヤリの件数の減少傾向が継続し、安全への高い意識が継続した結果と考えられます。

ヒヤリハット報告とそれに伴う改善提案等につきましては、運転会社と打ち合わせを行うなどして、効率的・効果的な改善方法について検討・実施しております。今年度上期に報告されたヒヤリハットに対して実施されたハード対策及び、作業手順書の改善等のソフト対策の主なものを、次ページの表14にまとめております。

また、安全パトロール等を実施しております。指摘した作業環境や不安全行動等の問題についても、対策を講じて安全性向上を図っております。

次に「7. 教育・訓練等の実施状況」について御報告します。

前回の報告以降に実施した主な安全教育や訓練項目を表15、表16に示しております。

「(1) 安全教育・訓練の実施状況」です。前回報告以降に実施した安全教育及び訓練は46件、延べ3,085人が受講しております。主な内容は、安全衛生教育、それから過去の事故事例等です。

また、後ほど議題(4)の方で御説明しますが、JESCOにおいてアンケートを実施した結果を受けまして、所員に対してのPCB特措法・POPs条約・協定書・過去の事故等、こちらの方の教育も実施しております。こちらは、写真の方がその教育風景になります。

では、「(2) 総合防災訓練等」の報告になります。昨年度より引き続き実施している夜間・休日防災訓練を3月24日、4月21日に実施しております。また、防災訓練の方なのですが、こちらは11月、来月の方で今、企画をしておりますので、こちらの方にはまだ載っておりません。今年度実施したのは、緊急時通報訓練という事で、こちらの方は実施しております。4月27日に1回目の通報訓練を行っております。表16に「緊急時通報訓練の実施状況」が書いてございます。「○訓練目的」は、「夜間・休日における緊急時連絡体制が維持され、円滑な通報が行われる事を確認する」という事で、「○訓練想定」として、「18時58分頃、屋外の洗浄溶剤タンクの元弁フランジ部から漏洩発生。ボルト増し締めで漏洩停止、漏洩量は約3リットル、防液堤外への流出なし。現在漏洩液回収作業中、終了は19:30頃の見込み」という形で想定しております。こちらの方を緊急通報の訓練として、「緊急時通報訓練」を実施しております。こちらの主な結果の方なのですが、未受信者はいませんでした。通報所要時間は、大幅な時間遅れを除き、概ね1時間以内で全員無事に連絡を終えております。但し、4月1日転入者に対しては、少しメールアドレス等の不備がありまして、若干の遅れが生じたという結果が起っております。これを反省しまして、緊急時通報訓練のアドレスの再確認を行ったという形になります。

次に「8. 施設見学の状況」について御報告します。平成22年度から平成28年度8月までの施設見学の状況を表17に示しております。平成27年度は68件861名、平成28年度は45件401名の方々に御来場頂きました。こちらについても、東京の施設におけるPCB廃棄物処

理の状況の方の説明を行っております。

以上で、「平成28年度上期 東京PCB処理事業所の操業状況」の報告を終わらせて頂きます。御清聴ありがとうございました。

○委員長 資料1の御説明を頂きました。皆さん、御質問・御意見等はありませんでしょうか。

これは8月の時点でしたか。8月時点では計画に対してかなり遅れているという話なのですが、今後の、その後の状況についてはどうなのですか。

○JESCO では、最初のページの方を見て頂きますと、現状は8月までの状況の図になっております。計画に対して現状の実績の方は、「計画」の点線に対して「実績」、緑の線があると思いますが、現状はこの様に追いかけております。こちらにつきましては、点検明けから確実な処理を遂行しております。これで何とか年度末に追いつく形になるかと考えております。

○委員長 これは、図5はかなり追いついているというふうに見えるけれども、他の所はまだ余り明確に追いついてはいないですが、大丈夫ですか。

○JESCO はい。何とか年度末に追いつく予定です。

○委員長 後ろが切られているのは初めから。

○JESCO はい。

○委員長 いかがでしょうか。

これは、全体に毎年5～6月が定期点検なので、年度末は寝ていて、それから上がってくる感じ。こういう事が起こっても1年間で見てもとに戻ってくればいいのですけれども、ちょっと心配ですね。年間で見た時に100を超えて。

○JESCO 済みません。少しだけ補足させていただきます。今、数字の方は8月末までの数字を御説明しておりますが、間もなく10月も終わろうとしておりまして、7～9月の第2クォーターの方でしっかり実績を残しまして、10月も計画をコンデンサーの方は何とか上回る、トランスも計画値を上回る形で今ははやっておりますので、4月のショートが第1次案件の4～6月、5～6月が定期点検ですので大きくマイナスになってしまったのですが、7月から順調に年間の搬入計画を年度末までに順次、月遅れはありますけれども調整して、年度ではしっかり実績を残したいと考えております。

○委員長 いかがでしょうか。

あとの運転トラブルの話についてはこれで対応していったという事ですよ。次の議題(3)の所でもう少し詳しく説明して頂きます。

○JESCO 議題(3)の所で、対応については詳しく説明させて頂きたいと思っております。

○委員長 いかがでしょうか。

全体に、間を台数と重量というのはちょっとはつきりしないというか、大きなトランスの大きなものと細かなものとかはだんだん小さくなっているのですかね。そうでもない。

台数で見ていくのと重量で見ていくのと、どちらも必ずしも正確ではないのですね。

それで、一番水熱で、PCBがどれくらい分解できたかという。

○JESCO 先ず、水熱のPCBの処理は順調に行っていて、その解決としては。トランスの油とかが大きく起因しますけれども、台数というのはトランスの場合はすごく変わりますので、大きいもので重量あるものが今はすごく多くなっておりま。中型・小型が少ないという事で、グラフ上の台数の方は少な目にどうしても数字が出てきます。

○委員長 ちょっとそこが計画の所とのずれというのと、最後のこの後に御説明頂く長期処理計画のと所でも、余り台数だけ見てはいけな、処理重量だけで見ていてもいけな、ちょっとその辺のところをしっかりと毎年毎年のずれというのを、単に数字が合った合わないだけではなくて、その中身を見て頂いて評価をして頂く必要があるかと。

○JESCO はい。

○委員長 そうしないと、最後の所に大きなものが来たり、細かいものがたくさん来たり。多分、細かいものというのは前処理の所は結構意見があるのかなと思うのですけれども、そうでもないのですか。

○JESCO 小さいものは、設備もいろいろな対応がありますので、大きくネックにはならないです。ただ、大きいものは処理した時に同じステージを占有してしまうという事で、大きいものがどの様に改善していくか。そこは非常に注意しています。

○委員長 いかがでしょうか。

とりあえず、こういう実績だと。環境に影響を与えないようにできているかという面では、きちんと動かしているという事でございます。

よろしければ、次の議題へ行きたいと思ひます。

それでは、2番目の議題「平成28年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画」について、資料2の御説明を頂きましょうか。

○JESCO それでは、引き続きまして、東京PCB処理事業所の長期処理計画につきまして説明をさせていただきます。

最初にお断りしておきますけれども、資料2の今回のスライドについては、抜粋版になっておりますので、ダイジェストになっております。枚数的には一致していますが、必ずしもスライドとページが一致しているかどうかというのは分かりませんので、御承知おきをお願いします。

それでは、先ず28年度の長期処理計画の背景でございます。平成26年の6月に、国の「PCB廃棄物処理基本計画」が変わりまして、JESCOもそれに従って平成26年6月に「PCB廃棄物処理事業基本計画」を変更しました。期限内での確実な処理を遂行するために、先ず平成27年の11月末での長期処理計画というのを一度策定しましたが、それは今回、平成27年度末、平成28年の3月末の時点での見直しを行ったものでございます。

先ず最初に「東京事業エリアの処理対象物」について平成28年3月末現在の処理対象量を示した表がこれでございます。「変圧器類」につきましては、JESCOに登録されている全登録量は3,881台、「コンデンサー類」が77,537台、「安定器及び汚染物等」は2,295トン、

それから「廃PCB油」は435.7トンということでございます。

昨年7月31日に行われた第14回「環境省検討委員会」で、環境省からデータを出されたのがその右の欄に書いておりますが、「変圧器類」については4,846台、「コンデンサー類」については78,127台、「安定器及び汚染物等」については4,108トンという事になっております。「廃PCB油」についてはその時にデータがありませんでしたので、ここでは一線になっております。また、廃PCB油につきましては、リン含有のPCB油を387トン含んでいることを御承知おき頂きたいなと思っております。

国の処理基本計画が変更になったという事で、他の事業エリアの廃棄物についても東京PCB処理事業所の方で資料を作るという事になりまして、それがここに記載されているものがございます。

先ず「車載変圧器」。これは新幹線に使われている変圧器ということでございますが、豊田事業エリアから一応30台受け入れて処理するという事です。

それから、「超大型変圧器」。超大型の変圧器といえますのは20トン超の大型のトランスでございます、北海道事業エリアから5台。

「廃粉末活性炭」につきましては、北九州・大阪PCB処理事業所から、全対象量としては260トン。これを処理しているということでございます。

それから、28年3月末までの対象物の処理状況でございます。これは、資料2の表3をご覧頂きましたら、各地域のブレイクダウンの数字がありますので見て頂ければと思っております。

先ず、「変圧器類」については、東京事業エリアについては3,068台、「コンデンサー類」については、東京事業所で処理されたものが42,238台、北九州事業所で2,008台という事で、44,246台という事でございます。

それから、「安定器」につきましては、東京事業所で30トン、「廃PCB油」については22トン进行处理しているという事で、「未処理残量」というのが右の段にありますけれども、環境省のデータを正として計算したのが進捗率でございます、変圧器類については進捗率は63%、コンデンサー類については56%、安定器及び汚染物等については1%、それから廃PCB油については5%になっています。安定器及び汚染物等につきましては、後で簡単に説明しますけれども、実は、北海道PCB処理事業所で平成28年の4月以降処理をするという事になっておりますので、基本的にはこれからこの進捗率が大きくなっていくというのが考えられます。

次に、変圧器類の年度ごとの処理実績を示したものがこの数字になっています。ブレイクダウンにつきましては、資料2の表5をご覧下さい。それで各種類の変圧器の処理状況が分かると思っております。全体で3,070台の処理をしているという事でございます、東京事業エリアの3,068台と、27年度に豊田事業所から入っております車載変圧器2台を処理しておりますので、3,070台の処理を27年度末までに行っております。

これが、それを棒グラフで表したものでございまして、まず超大型のトランスというの

は、先程も言いましたけれども、20トンを超すトランス。大型トランスは、5トンを超して20トン以下のトランス。中・小型トランスについては、中型というのは1トンを超し5トン以下。小型は1トン以下のトランス。車載トランスは鉄道車両に搭載されているトランスという事で、重量としては大体中型に相当する様な重さになっておりまして、一応、平成25年をピークとして、処理の能力は落ちていないのですけれども、中・小型の変圧器の量が減っておりますので、台数としては減っているような形になっています。

コンデンサー類につきましては、資料2の表6を見て頂ければ、ブレイクダウンした数字が出ておりますので、ご覧頂ければと思います。42,000強処理しております。実は、先程も言いましたけれども、基本計画が変更になりまして、まだまだコンデンサーの処理が遅れておりましたので、7,000台を北九州PCB処理事業所の方で処理をするという事で、7,000台を北九州の方に送って処理をしてもらうという事になります。一応、26年・27年を見て頂いたら、大体7,000台位の処理能力のある事業所であるという事が分かると思います。

これが、それをグラフ化した棒グラフでございまして、超大型コンデンサーというのは、200キログラムを超したコンデンサー。大型コンデンサーは20キロ超で200キログラム以下のコンデンサー。小型・超小型コンデンサーは10キログラム以上で20キログラム以下のコンデンサーを小型、3キログラム以上10キログラム未満を超小型コンデンサーとして区分をしております、大体どの年度も大型コンデンサーが大体80%、小型コンデンサーが15%で、あとは大型・超小型が5%位の割合になってございます。

次に、「(3) 廃PCB油」でございまして、先程もお示ししましたけれども、JESCOで登録されている廃PCB油の処理進捗率は、今のところ28年3月末現在で5%程度に過ぎません。これは、リン含有のPCB油が387トンという事で全体の90%を占めておりまして、現在この処理をするという事で、このリンの除去の前処理技術を開発しているという事で、まだ始まっておりませんので、今のところは進捗率が5%程度という事になっております。

続きまして、「(4) 安定器及び汚染物等」でございまして、当初は東京PCB処理事業所で処理をする予定でございましたけれども、不具合が生じて処理を一旦中断しまして、PCBの廃棄物処理基本計画変更になりました時点で正式に処理を断念しまして、北海道のPCB処理事業所において処理を行ってもらうという事になりました。下に書いていますのは実績でございまして、平成20年位までにテスト的にやったような感じで、30トンはやっておりますが、21～27年は処理を中断して、やっております。28年度から、北海道事業所の方で処理が行われる事になっております。

次に「(5) 二次廃棄物」でございまして、所内に保管している運転廃棄物、この運転廃棄物と申しますのは、処理の途中で発生した、要は汚れた防護服とか、手袋とかマスク、それからウエス等のものは運転に入っておりますけれども、それを5,000ppm以下という事で、無害化している施設でアルコール水で洗い出している。

また、処理物は、実際はコンデンサーなどから出る木とか紙でなかなか無害化が難しいもので、5,000ppmになった時点で、一応無害化処理認定施設へ出している量でございまして。

最後に「4. 今後の処理方針」ですけれども、これは結論的な章になるのですが、車載変圧器は豊田事業所から来るのですけれども、これ及び超大型の変圧器（北海道事業エリア）は、設備の余力を活用して計画的に処理を進めて、平成34年度よりも1年でも前倒して完了させたいという考えであります。

また、北九州・大阪PCB処理事業所から来る廃粉末活性炭については、スラリー化をして水熱酸化分解設備で処理をしていくという事になります。

いずれについても、計画的処理完了期限の平成34年までに処理を完了するという事で進んでおります。尚、更に可能な限り早期に処理を完了させようという事で、環境対応と安全を第一に、最大限努力していく所存でございます。

その次にありますのが、東京PCB処理事業所における長期の計画の数字でございますが、この数字は本当は一番最初にありましたが、環境省からの未処理残量経過でございましたデータで、各年度でこういう計画でやるという事で、数字を入れております。

変圧器類についてのブレイクダウンと申しますか、内容についてはこうなっています。超大型変圧器は22台、大型変圧器は159台、中・小型変圧器は1,618台、車載変圧器は28台になっております。

コンデンサー類については、超大型が281台、大型コンデンサーが23,683台、小型・超小型コンデンサーが5,182台という事になってございます。

3番目の廃PCB油については、先程も申しましたが、リン含有のPCB油が多いものですから、まだこれから処理をしていく段階でございますが、平成26年度12月よりほかの事業所と共同で状況、前処理技術の開発等を行っておりまして、一応、できるという結論には達しているようです。また、今後そのテストを経まして、実際に処理をしていくという計画になると思っております。

それから、4番目の安定器及び汚染物等については、先程申しました様に、平成28年4月から北海道PCB処理事業所にて処理を開始しております。登録については、27年の10月から登録を開始しておりまして、28年4月からそのものに対しまして処理を開始しているという事になっております。

二次廃棄物については、高濃度の運転廃棄物につきましては、平成29年度から北海道PCB処理事業所で処理する予定になっておりまして、無害過処理認定施設への払い出しについては、搬出量を遵守しながら、今後も継続して実施する様にしております。

以上で、私の発表は終わらせて頂きます。御清聴ありがとうございました。

○委員長 御説明頂いたけれども、全く分からないという人もいます。私の方から事前に打ち合わせをした時に、東京PCB処理事業所の事業部会、事業所内の管轄内にあれが処理できるかどうかという検討をしている専門家の部会があります。そちらの資料を流用されているという事。これでは、この環境安全委員会の主張にならないと申し上げたのですが、時間が無かったので、このまま利用させて頂いて、私のほうからちょっと概略的ですけども、お話しさせて頂くと、4ページの所に表3というのがあります。これが、未処理残

作業が環境省データで1,794台、それに多分、表4、これは間違えていたら事務局の方で修正を頂ければと思うのですが、車載変圧器が28台、超大型が5台。33加えて、2,827台というのは、11ページの所の処理量に合っている。

それから、東京事業所で処理しなければいけないのは、今のところ1,827台です。それに対して、こういう経過ですという事で、平成34年までに1,827台、東京で処理していきませうという資料を、次回からそういう資料の作り方をして下さいと申し上げました。こういう説明です。実際には、これは安定器については北海道PCB処理事業所に持って行ってしまったので、統計としてはある意味で関係ないと言ってしまって、事業所としては関係ない、中まで入ってこない。

だから、この表に東京事業エリアでやらなくてはならないものに対して、11ページの表11のような経過がわかってきましたという話です。そういう事ですよね。

○JESCO　そういう事です。

○委員長　次回からは、そういう様な形で説明して頂いて、この東京事業部会に出される資料は、附属資料として出して頂く様に。そういう修正をお願いしました。今回は時間が無かったのでこれで勘弁して下さい。

一応、計算でやらなければいけないものについて協議していますという事と、「環境省データ」というのは、環境省が推測したデータで、「JESCO登録」というのは実際に登録している数で、これがかなり少ないのは事務局の方の説明でいくと、環境省データの中にはPCBが入っていると思ったけれども、入っていなかったとかいうものがあるとか。JESCOの登録の中にも、PCBが入っているわけではないという所がありますので、ちょっと少なくなる可能性があるというのが一方。

もう一つは、環境省のデータでも把握できていないし、JESCOにもまだ登録していないというものがあるので、これから増えてくる要素がある。そこら辺の所は随時見直しをして、直して頂く必要がある。その環境省のデータも、自治体の掘り起こしを含めて、今、一生懸命やっているところですので、直ったら組み合わせて、11ページの表11を書き直していく、という事になるかと思っています。

そんなところで、今はまだ不確かな所があるので、期待を持って言うと、これなら環境省の把握しているデータは上回らないのではないだろうか。そうすると、少し前倒しできるかもしれないという期待が持てる。

いずれにせよ、PCBの全体の処理計画を検討している委員会で申し上げたいのは、平成34年度はこれからもう超えますから。それに合わせる様な形で計画を作って下さい。そういう意味では、未処理の濃度を把握していく事はこれから非常に重要になってくる。それをしっかりやって下さいと申し上げたい。

という事で、先ずこんなものがこれから部会毎に数字を新しくして出して頂く様にお願いして、この委員会としてはそれについて、いろいろ御意見を申し上げるという事になるのだと思うのです。そういうものだという事で、先ず、最初に御説明をしておいて、御質

問・御意見を頂ければと思います。

どうぞ。

○委員 今の中杉先生の御説明で、我々も何となく理解ができたところですが、その変圧器とコンデンサーについては、JESCOの登録と環境省のデータの数が違うという事で、ただ、それも含めた今後の処理計画というのが11ページに示されて、例えば、変圧器でいうと、今年の議会では環境省データの1,794台プラス5ページの28台と5台で33台を加えて1,827というのが11ページの一番右上の数字と理解していいのだと思うのです。

今の御説明を聞くと、変圧器類とコンデンサー類が34年までの仮のこの計画を見ますと、平成34年の数字が大分下回っているの、かなり前倒しでできるという理解でいいのだと思いますが、ちょっと気になるのが、安定器の先程の説明で、「これまで東京事業所でやる予定が、28年度から北海道事業所で処理される事になる」とありますが、28年度といってももう10月ですから、上半期を過ぎたわけですね。では、現在他の事業所であの時どれぐらい東京分の処理しているのか。これを教えて下さい。

それから、「今後、処理を断念して北海道の事業所において処理を行う事となる」とありますけれども、全て今、東京に置いてあるものを全部北海道で処理してくれるのですか。という事は、東京でやる必要もないのかという事です。以上。

○JESCO 1点目です。9月30日現在で東京を中心とした安定器の総量が92と分かっております。

○委員 それは北海道ですか。

○JESCO はい。今後は、全て北海道の方で処理をするという事になっていきますので、東京の台数も全部北海道に持って行く。

○委員長 それは、今も一応、国の計画の中で回ったといいますか、やりとりして東京は一部が引き受ける。北海道事業エリアといっても実際には北海道ではなくて本州の中に一旦運んでくるわけです。それは、こちらでやりますから、安定器は向こうでやってもらうという整理をしたものですから、それは東京事業所はやらなくていいのだと理解していいのだらうと思います。

○委員 済みません。もう一点確認させて下さい。

ちょっと戻るようになりますが、先程、今年の実績で目標数値に行かなかったら4月のトラブルによる結果だという御説明がありましたが、この議題の(3)で「スラリ供給配管の設置」という事で関連してくると思うのですけれども、今後、こういったトラブルの再発の恐れというのはないのか。その辺をどうお考えになっているのでしょうか。

○JESCO スラリ配管については議題の(3)で御説明を致します。そこで、スラリが詰まったという事の御説明をするのですが、それが詰まる事によって濃度「高高」になって止まったのですけれども、濃度「高高」に至るには水熱を止めた時の手順の所で、しっかり二度と再発しないように手順の方は改めましたので、閉塞防止という事と、あとは濃度「高高」に直接作業手順となった所は見直しまして、類似した所は発生しない対策を、再発防

止をしっかりとりました。

○委員 大丈夫なのですか。

○委員長 実際には、これまでも問題があった所は直して対応になるのですけれども、次の問題が出るという事を繰り返しているのです。だんだんだんだん潰してきているので、そういつまでも同じ事が、今度はここがというので順番にやっていく回数は少なくなってくるだろうと考えられるので、私が先程、当初は今年も今年度も少々は遅れているけれども1年間見れば元に戻るという確認はしているのは、そういう事もあり得るだろうと。だけど、1年トータルしてみれば、何とかなるのではないかという、そういう見通しを持ってやらなければいけないのだと思います。

もう一つは、次々と起こりそうなものが落ちてくるという確率は少し少なくなるだろうという事がひとつ想定されるのと、もう一つは、装置は長く使っているという事によって劣化してきます。それによって、そういう事が起こる可能性はないわけではない。そこら辺の所は事業部会の専門家の方も管理を十分、長期の劣化対策というのも少し考えて頂いているので、それで頑張ってくださいと言うしかない。

こちらとしては、それがうまくいかなかったら、ごめんなさい、延ばしてくれというのは認めないよと、私は申し上げているという段階です。それはもう十分、JESCOの方も承知して頂いていると理解しています。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 1つだけ、私の方で気になったのは、表4です。廃粉末活性炭の260が、これは東京事業所によるわけですね。それに対して、表11の方は、「廃粉末活性炭 \*4」の所の最後の数字が210になっている。これはどういう事か。

○JESCO 260というのは対象として検討した設備であります。北九州と大阪、発生する事業所と協議を進めておりますが、配管が閉塞したという事で、これから改善の工事を行いまして、試運転の動きとかがあるのですが、来年度の7月からしっかり運転再開の計画をしております。そこで積み上げていった数字が210となります。

ですので、当初の260には未達なのですが、北九州と大阪事業所との連携をとりまして、総トータル210トンの廃粉末処理を東京でやる形を考えております。

○委員長 いや、そこら辺ははっきりして頂かないと、榎本委員が言われた様に、安定器については北海道事業所がやってくれるのだよねという話で、北海道事業所の方も同じ様な状況が出てきて、それでは東京事業所でしょうがないから幾つか引き受けるよという事になりかねないのです、そういう事をしていると。そこら辺はきっちりしておかないと、例えば、これは210トンといっても平成34年度はまだ動いているわけですね。そこでどれだけの積み上げがあるのかわかりません。全部で260になるように計画を作らないとおかしいのではないですか。それをやっていると、各事業所間で、うちはやはりできないよ、おまえの所で、元々の所でやってくれという話になりかねない。ちょっとそこら辺はきっちりした計画を作って頂かないと。

○JESCO 廃粉末活性炭については、当初、国のエリア間の移動という事で、160トンの最大量を決められたという経緯がありますけれども、その後、当事業所それから相手側と北九州・大阪と調整をしまして、この廃粉末活性炭の処理については、2つの事業所で処理ができないというわけではなくて、非常に処理をするに当たっていろいろと課題があるという事で、その一部を東京事業所に持ってきて処理をしましょう。そういうふうな経緯があります。

本来、こういうトラブルがあって処理が停滞しているという中で、この処理の欠損部分については、その後の処理に回すのではなくて、その時点で一応、これはもう処理ができないという事で29年度以降、当時の260トン積み上げたうちの内訳という事で計画を立ててございます。

そういう事で、最終的には260に達しないのですけれども、今後の処理を十分にやることによって、210トン確保していこうと考えております。

○委員長 それであれば、表4も直さなければおかしいのではないですか。つじつまが合っていないという事は、約50トンは処理できないのではないか。実際にこういうのをきちり作って頂かないと、不信感を招くだけですよ。

○JESCO 当初。

○委員長 いや、当初もそうだったら、当初はそういう理由でこう直した。その数字を作って頂かないと、今度一覧表にして下さいといった時に、必ず欠損が出てきてしまう。

○JESCO その分野から、報告を受けて。

○委員長 だから、一番最初のデータ自体がどんどん変わっていくわけです。今の説明を聞いていると、非常に不安なのです。最初のデータがこうで、この場合は北九州と大阪に戻せばいいという話なのだけれども、他の所も数字が変わってくるわけです。トランスにしるコンデンサーにしる、減ってくればいいですけども、増えてきた時に、もうこの計画でやっていますからこれ以上はできませんといったら、今日はできない事になるではないですか。その数に合わせて計画を作って頂く必要があるのです。

だから、260が210になったのなら、これこれこういう理由で210になったという事をちゃんと説明頂いて、それに合わせて作ります。そうしていかないと、実際この委員会としては、本当にできるのかという疑問を持ってしまいます。実際にこれを説明して、この資料の公開をしていくわけですから。こうやってやりとりしていると説明は分かりますが、そういう210に減るなんという事は全然どこにも書いていないのです。こんなのをやられたら、それでやはり処理計画はできていないのだという話になりかねないですから。

よろしいでしょうか。随時、これは委員会毎に処理の数字も変わってきます。最初の処理しなければならない量に、未処理量というのも変わってきます。未処理量に合った処理計画を出して頂くという様な形でお願いをしておきます。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に行きたいと思えます。「(3) 水熱分解設備 スラリ供給配管の

設置について」という事で、御説明をお願い致します。

○JESCO 私からは、スラリ供給配管の設置について御説明をさせていただきます。

資料3ですけれども、要点をパワーポイントにまとめてございますので、パワーポイントをご覧頂きたいと思います。

初めの資料1の所で、トラブルの報告をさせていただきました。4月に発生したそのトラブルの原因を究明したところ、この詳細についても後ほど触れますけれども、スラリ供給配管の中にスラリを洗浄し、それが水熱反応器の中に流出したことが原因であると判明いたしました。

それを受けて、定期点検の際にスラリ配管を撤去いたしましたけれども、廃粉末活性炭の処理は東京事業所で継続して行わないといけないという事で、スラリ供給配管の問題点を明らかにし、それを踏まえて新たなスラリ供給配管を設置。これを行うという事で、その改善策をまとめたものでございます。

先ず、スラリ供給装置の概要ですけれども、系統を簡単に書きますとこういう流れになります。廃粉末活性炭は「スラリ化装置」で油に溶かして液状にする。「スラリタンク」で循環をし、攪拌をし、堆積をしない様な形で、高圧の反応器に送り込むという事です。ポンプは2台、低圧ポンプと高圧ポンプを経て流入をさせているという事でございます。

ただ、このスラリは堆積性があるという事で、1日に1回は油で配管を洗浄するという操作をしております。「ページ」と呼んでおりますけれども、ページを1日1回行っています。ページについては、活性炭を含まないきれいな油を使いまして、茶色のラインをご覧頂きたいと思うのですけれども、ポンプを経て、この「スラリ入口遮断弁」の手前からタンクの方に戻すという事で、この前半部分、左側の部分の洗浄を行います。これが「ページ①」でございます。

それから、「ページ②」というのは、このページ①が終わった後に引き続いて行われるページで、このスラリ入口遮断弁から右側の分、この反応器に至る配管部分の洗浄を行う。こういうふうなページがございます。①と②は別々の形で、①が終わった後に②に移るといような流れで配管の洗浄を行ってまいりました。

(PP)

スラリ供給装置の装填以降、今年の7月以降の操業状況をまとめてございます。No.1とNo.2は若干違いますけれども、それなりの量を運転してきたという事でございます。

(PP)

実は、スラリ供給装置はトラブルが起きた3日ほど前に異常が起きまして、供給装置の停止が行われております。これは、ポンプトラブルに先立って、スラリ高圧ポンプ、2つポンプがありましたけれども、後ろ側のほうの高圧ポンプの吐出圧力低下が生じたという事で、その際、装置が停止しますので、その場面でもページを必ずという事になっていたですけれども、これも実施して停止したという事です。

翌日、まだ水熱は運転している段階ですけれども、スラリ供給装置の再起動を行いました。ポンプの異常は吐出圧力の低下という、これ自体は回復しましたが、圧力は上がったのですが流量が出なかった。なぜ出ないのかという事で、配管途中のドレン管を開けたけれども出なかった、という事で、閉塞をしている事が確認できたという事で装置を止めております。圧力低下が起きた高圧ポンプというのはダイヤフラム、膜式の容積式のポンプという事で、こういうポンプでは装置内で異物のかみ込みというものが起きますと、こういう現象が生じるという事で、一旦かみ込みが起きて、その後、そのかみ込みは解除されたけれども、流量が出なくなったという事は、配管に詰まりが生じたのではないかと。そういう想定をしております。

(PP)

スラリ配管は簡単に先程のパージ部分も含めて描いた絵がこれでございます。トラブルが起きた後、スラリ供給配管についてはNo.1系・No.2系があるのですけれども、それぞれ配管の切断を行いまして、それぞれの箇所閉塞状況を確認しております。主な箇所として①～④、ここら辺の箇所を注意深く観察致しました。

(PP)

その結果として、スラリ入口弁からスラリ投入管まで、スラリの堆積はあるものの、詰まり・閉塞はなかった。ただ、スラリ投入管の④は切断して内部状況を確認した結果、殆ど堆積物が詰まっていたという事で、この閉塞物は流動性を失って堆積した廃粉末活性炭、スラリ中の活性炭であるという事が確認できました。④のここです。

今のをまた整理しましたけれども、④の箇所、この反応器の中に差し込み状態にある管の部分でございますけれども、これが閉塞をしていたという状況。それ以外の所の①～③については、閉塞はありませんでしたけれども、②の箇所、スラリ入口遮断遮断弁の手前の部分については堆積が認められたという事です。この②の箇所というのはパージ①がこちらに行くところ、パージ②の部分の先端の部分というのがこの②でございます。という事で、パージ②に問題が多少あるのではないかとという事を推定致しました。

(PP)

詰まった箇所という、スラリ配管の状況を見たものがこれでございます。細かくここは切断して内部状況を確認しましたがけれども、先端のノズル部分については完全に閉塞をしている。この内容物については活性炭が硬くどろどろという様な状況で、油が飛んでいる状態という事で閉塞をしていたという事でございます。

(PP)

スラリの配管の閉塞状況のNo.1系・No.2系。スラリはNo.1系とNo.2系の2つの水熱に投入しておりますけれども、詰まったのがNo.1という事で、この経路の概略、詰まり調査の全貌をここにまとめてございます。

スラリタンクから、スラリはこういう経路で流れまして、ここからこちらに移りますけれども、こういうふうな、現場に合わせて経路はいろいろと複雑に曲がっておりますけれども

も、堆積状況はこういう形。ここの所は詰まっている様子に書いてありますけれども、これについてはドレン弁という事で、実際に流れる流量とはちょっと違う部分で詰まっております。実際の流れ込むラインで詰まっていたのは、この投入管の最先端部です。この部分が先程の様に完全に閉塞をしていたという事でございます。

(PP)

同じく、No.2系の状況を示しておりますけれども、No.2系についてはNo.1系に比べると殆ど閉塞は見られない状況でございます。若干、少し溜まっている所はありますけれども、閉塞は全く見られなかったという事でございます。

(PP)

調査の一環として、スラリの液に変化があったのではないかとこの事もちょっと疑いまして、計画値、これは試運転の際に確認をした計画値でございますが、設計値です。実際のスラリタンクの中の液を確認致しまして、それぞれの性状を確認致しました。その結果、各項目で計画値を下回っておりまして、スラリ性状が原因だという事とは無い事を確認致しました。

この調査の中で、一旦流動性を失って堆積したスラリ、1回流れが止まってしまうとスラリが下に沈むわけですけれども、強い粘着性を持って再流動し難い。これは試運転の段階から確認をしていましたけれども、同じ様な性格は確認できたという事でございます。

(PP)

スラリ配管の中に堆積したという原因をここでもう一回整理致しました。

スラリ入口遮断弁上流側には堆積が殆ど無かった。スラリ入口遮断弁下流側に堆積が確認されたという事で、この堆積の違いはページの違いに由来するのではないかと判断をしております。

流れをもう一回確認致しますと、「1. 通常処理」はスラリを反応器に入れて処理をする時の流れでございます。ポンプの方からこの茶色い濃い色はスラリの液という事で、これがスラリ入口遮断弁を通過して反応器に行くという事で、これが1日の大半の通常処理という事で流れております。

1日に1回、ページが行われるという事で、この時にはオレンジ色、これはきれいな、活性炭を含まない油という事ですけれども、油を通してこちらに戻すという事で、このバルブより左側の部分については、ここで配管内部を洗浄するという事を行っています。「2. ページ①」です。この時の流量は1時間当たり70キロ。それから継続時間は17分。トータルの流す量は配管容積の3倍を流しております。

これが「2. ページ①」ですが、引き続いて行われる「3. ページ②」の流れは同じ様に左側の方から流れてきますけれども、この配管を経て反応器に入る部分というのは、ページ②の時には流量あるいは継続時間が変更しております。こちらの右側の所で、流量については時間当たり14キロ。5分の1に流量を減らしております。ページの時間帯についても、5分間という短い時間帯、トータルの配管を流れる液体の量、油の量については、

ここの配管容積の1倍という事で減少されております。これは、実はこの油については反応器の中でPCBと同じ様に分解をするという事で、発熱反応負荷に相当するものでございます。

という事で、パーズ①については、タンクに戻すという事ですので、流量を多くしても何ら水熱の運転には問題がないのですけれども、パーズ②で油を反応器に入れる際には、油の量を多くする事によって反応器の運転に影響が出るという事で、極力パーズ②の油の量については、少ない量で行いたい。そういう判断がありまして、流量の少ない状態でのパーズにしたという事でございます。こういう事で、流量が5分の1あるいは継続時間も5分間短くなったという事で、この洗浄の際に、ここに溜まっていた、下に沈降したその活性炭をなかなか反応器の中に全て押し流す事はできなかったのではないかと考えております。

尚、パーズ①とパーズ②。パーズ①は17分間ありますけれども、要はこの17分間の部分については全く流れがない状態になるという事も影響しております。

パーズ①・②が終わりますと、今度は「4. 通常処理」がまた行われるという事で、活性炭を含んだスラリー液が再び反応器の方に入るという事で、この状態ではパーズ②で多少、活性炭が下の方に残った状態があったのではないかと。そういう事が繰り返される事によって、こちらの方の詰まりが生じたのではないかと考えております。

(PP)

「2) 再発防止対策」ですけれども、今述べてきた様な、パーズに由来する詰まりの恐れ。こういったものがあつたという事で、この堆積を防止するため、新たなパーズの機構を考える事が必要だという事で、今回、この堆積を防止するための対策については、大きな柱は2つございます。

1つ目は「①スラリー供給配管を処理液投入管に繋ぎ込む」。従来のスラリーのパーズについては、油を使って水熱の所まで押し込むという事でしたけれども、今回はスラリーの供給についても、処理液というかなり流量の多い、PCBに比べると20倍以上の流量を水熱に入れております。こういった管に、これは水なのですけれども、この管にスラリー供給管を繋ぎ込んで、処理液をキャリアとして使うという事で、安定した水熱への送り込みができるだろうと考えました。これが①でございます。

それから、スラリーのパーズについてですけれども、上流側は問題はさほど無かつたという事を確認していますが、下流側については問題があつたという事で、下流側の配管のパーズについて、これも油から水に変更する。水にする事によって、流量を多くしても水熱の運転には影響が出ないという事ですので、下流側については、パーズの液を水に置きかえる事が適切だろうと判断致しました。

(PP)

そういう事で、スラリー配管処理液の投入管に接続する、スラリーの投入管は1時間当たり1,200キロという事で、処理数をキャリアとして使用する。

それから、スラリ入口遮断弁を境にして2種類に分けてパージを行うという事でございます。

(PP)

新たな供給配管の構成でございます。今まではスラリの管を中心に記載をしていましたけれども、今回、処理液についてもスラリの供給に関わらせるという判断のもと、処理液についてはこういう経路で今まで流れていたのですけれども、従来はこの油がこのままここに合流しないで水熱反応器に入っていたという事ですが、これをこの処理水の配管の方に繋ぎ込む事で、この大量の処理液の中にスラリ液が入り込むという事で、この処理液に押し流せる形で反応器に安定的に入るという事になります。

それから、パージについては、ひとつこの配管を設置致しまして、処理液をこちらの方の供給系の遮断弁関係、バルブ関係、こちら辺のパージに使用する。水を使ってのパージを行う事に致しました。

(PP)

模式的にまた説明しますと、通常処理の流れは、先程と同様にスラリの方から流れてきてまして、バルブを経てこの「循環処理液」の配管に繋ぎ込むという事で、安定器に入ります。これが通常処理という事で、この下流部分については60倍の水の中にスラリが入り込んで、閉塞する事はかなり考え難い状態になるという事でございます。

パージの時ですけれども、スラリについてはパージの油に変わって左側の部分、上流側の部分については油でもってパージが行われます。これは今までと同じでございます。

このバルブの下流側についてです。こちらは処理液を使ってパージをするという事で、このバルブを境にこちら側は油のパージ、右側は水のパージという事で、処理液ラインでこの配管部分、通常運転ではこの所にスラリが通るわけですけれども、この洗浄が行えるという事でございます。こういう変更を行う事で、堆積・閉塞はかなり防止できるだろうと考えております。

(PP)

今まで述べてまいりました内容を、7月5日に事業部会がございまして、そちらの方に御提案をさせて頂きました。基本的にはこの内容で承認を頂きましたので、現在は年末に別途の工事がありますけれども、この際に併せて整備できる様、今は作業を進めているところでございます。現在は、設計が終わりまして、次期製作、かなりエンドレスという時間の掛かる、製作時間の掛かる材料という事ですので、その製作に入っておりまして、今後、年末から年明けにかけて順次、設置工事に入っていく予定でございます。できましたら、29年度には正常な運転になるだろうと考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長 丁寧に御説明頂きました。

基本的には、詰まっていたのが2つあって、理由はパージする液の量が少なかったという事と、流していない時があった。その両方を改良したのが11ページのやり方であるとい

う事で、一応、事業部会の方で御了承を頂いたので、これからやっているという事ですね。これは、工事自体は他の工事で止まる時に同時にやるという事で、その工事で遅れるという事は無い見込みであると。

○JESCO はい。

○委員長 いかがでしょうか。これでうまくいくだろうという事ですね。

○JESCO はい。

○委員長 いかがですか。よろしいですか。どうぞ。

○委員 この新しく御提示頂いたものでは詰まりが無い事を前提としている様なのですが、詰まりが無いという確証を今後どういう形で検証していくのかというのを考えていけば教えて頂きたいのですが。

○JESCO 配管が閉塞しない様に調査した結果から対策をしっかりとっておりますので、それが詰まっているかどうかというのは運転の流量とか圧力とか、そういう運転状態で確認をしていきます。

今回は、もう少し気を付けたのが、もし詰まってもメンテナンスできる様な形でバルブの方の構成を行いまして、しっかりパージしても詰まらない対策をしたのですが、万が一、詰まっても点検はできる様な構造を配慮してございます。

○委員 その点検というのはどこの部分で点検するのですか。

○JESCO これが新たな配管経路ですけども、この遮断弁です。ここに手動バルブがありますけれども、こういったバルブが新たに設置されましたので、この部分については1,200キロの流量、水が通りますので、まず閉塞はしないと思っていますけれども、このバルブを閉める事によってこれよりも手前側の閉塞が万一起きた場合にも、水熱を遮断し、関係を絶つ事ができます。

という事で、今回トラブルが起きた時には、バルブが無くて降圧した時に止むを得ず中に入って行ってしまった、バルブが無いために、そういう事態になりました。今回は、そういった事が無いようにバルブ構成をしっかりしていますので、もし詰まっても水熱を停止する際にPCBの放火を受ける事は無いと考えています。

○委員長 多分、今の御説明はスラリの方はもう一回詰まったら、詰まりそうだったら止める。止めた時に、前の状態だとスラリだけを止めるのではなくて、水熱も止めなければいけなかった。だけど、今回はあそこで遮断できるので、スラリの所は止めるけれども、水熱の方は動かす事はできる。そういう手当てをした。こちら側をもし止めるのならば、こっち側だけ止めると考えた。そんな事があっていけないと。

ただ、その下の方のバルブです。先程、安井さんは1,200流れると言ったけれども、11ページの70ですよ。

○JESCO パージのほうは70です。

○委員長 70ね。

○JESCO はい。

○委員長 だから、あそこのページの所をもう少し量を調整できる。逆に言えば、全体は1,200流れるのでしょうか。そのうちの70をこっちに回しているから、もうちょっとそれを多くすればこっちもできるのではないかなという感じがするけれども、そうはなっていないのね。これは管の太さとかですか。

○JESCO 70リットルという事でしっかり流している所は閉塞が無い事を確認できているので、その成功例で今は70としています。若干の調整はきくと思いますが、先ずその状態で運転して確認していきたいと考えております。

○委員長 4月頃にはどうかというのも、4月頃かもうちょっと先かわからないですけれども、実際には流れている所を確認しながらやって頂ければと。一応、これで今は見えるのであれば、早く対策した方がいいと思いますので。

○JESCO はい。

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、少し時間も押してきましたので、議題の(4)に行きたいと思います。「東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果への対応について」、資料4の御説明をお願いします。

○JESCO では、安全対策課の大見の方から御報告させていただきます。「東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果への対応について」という事で御報告させていただきます。

今後のPCB廃棄物処理を安全かつ期間内に適切に処理を完了することを目的に、JESCO社員及び運転会社へ取組意識に関するアンケートを行いました。このアンケートにつきましては前回の委員会の方でも報告させて頂いております。資料4の別紙の方が、前回の委員会で御報告させて頂いた資料になります。

では、それに取組んだ結果の方を御報告したいと思います。

アンケート結果を受けまして、「1. JESCO社員の課題」というものが分かりました。表の書いたものをご覧下さい。

アンケート結果をまとめたところ、幾つか課題がありました。

「PCB特措法の内容」が良く分からないというのが全体の29%。

「ストックホルム条約の内容」が良く分からないというのが32%。

「協定書の内容」が良く分からないという方が59%。

「操業当時のトラブル」が分からないというのが27%。

「PCBの特性・毒性」について良く分からないというのが7%、アンケートの結果、良く分からないという結果が出ました。

こちらにつきまして、7月8日、それから7月7日におきましてそれぞれ1時間ずつ時間を取りまして、JESCOの社内教育を行いました。

先程、最初の方で議題の方の写真を入れておりましたが、その教育を行ったのがその写真の方になります。

それと、アンケートの報告の中で、幾つか課題がございました。その中で、JESCOの営業

課員に対して課題があるという事が判明致しました。

それらの課題というのは、「1 関係する法令（基本計画、特措法）」だったり「2 登録制度」、そういうものについて分からない人がいるという事がありましたので、こちらの方も別途、教育を行っています。関連法令、登録や契約、それからトランス・コンデンサー等の種類、構造、現地の確認の仕方、収集運搬のやり方、ガイドライン。そういうものにつきまして、こちらの方も7月19～20日という事で営業課の方で行っております。

次に、こちらアンケートの報告の中で出た質問の中で、運転会社のアンケート結果によって、どのアンケート結果も1割程度、否定的な意見がありました。こちらの方は、いわゆる個別の方が全て否定的な回答をしているのではないかと。そういう質問がそのアンケートの発表の時にありましたが、その時にはお答えできなかったのですが、その後戻りまして、アンケートの詳細を分析致しました。

Q1～Q5という形で、全体に対して6質問ありました。これに対して1問以上否定的な回答をした方は39名、全体の23%になります。

そのうち、全ての設問に対して否定的な回答をした人が全体に対して2人で1.2%という事です。また、5問否定的な回答をした人は3人で1.8%。合わせて5名という事で、例えば、初めてで、会社に対して不満を持っている方が全部の質問に対して否定的な答えを出した、という事は無かったという解析ができました。

という形で、特に偏った意見が無かったという事を受けまして、運転会社の社内教育というのを行っております。こちらの方も先程のJESCOと同じ様に、特措法、安全設計や保護具、それから血中PCB報告会、そういうものを定期点検期間中になりますが、集中的に研修を行っております。

前回のアンケート結果につきまして、対策をしたという御報告になります。

報告は以上になります。

○委員長 いかがでしょうか。

もう少し教育をして頂く必要があるだろうという判断で実証して頂いたという事になります。

よろしいでしょうか。

それから、これから追い込みに入る営業の人、少し心配だという意見が当委員会からも出たので、営業の方にも。

どうぞ。

○委員 私からは、アンケートを前回の委員会でされて、これを生かすという取り組みをされているという事は、良い事であると評価致します。

その結果をまとめられて、そしてこのまとめられた結果というのもまた、その次に生かされるのだと思うのです。というのは、全て否定的等というよりはやはり心配ですよね。前回の委員会でもその様な発言とか、御指摘もあったように伺っておりますけれども、だとすると、この研修を受けて、そして新たな実地を受けて、そしてこの後またどうなった

のかという様な、そういうのがまた具体的なアンケートというか、それがやはり最適だと思うのですけれども、それはどうなのかという事。

あと、特にヒヤリハットの問題とか、分からなかったというのはいいと思うのです、学べばいいから。ところが、そうではなくて、どちらかというとそれに対してのやる気というか興味が無い様な気がするのです。極めて大切なお仕事をされている。また、安全を国民に担保する。そういう様なお仕事をされているという誇りを持ってやって頂かなくてはいけない時に、それに対して興味を持たないという事に関しては、例えば面接だとか、個別にお話をして、前向きな方向に歩いていける様な御指導を今後されていくのか。それとも、その辺の所をこのアンケートを踏まえてどの様にされていくのか。この事について伺いたいと思います。

○JESCO ありがとうございます。

こういう形でアンケート、それから教育を実施致しました。教育の中でも試験等を行って現場に生かしたという事があります。特に、このJESCOの事業におきましては責任がある程度あってという事で、また人員の入れ代わりもある程度起こってきますので、今後はちょっと教育の方については強化していこうと。今、身に着ける事とか、先程もございました、JESCO自体の意味とか、そういうのを含めながら教育の方を実施していきたいと思いません。

アンケートにつきましては、ちょっとこの後、どういう形で行うかというのはまだ具体的には無いですが、また本社と摺り合わせをして実施していきたいと考えております。

○委員長 はい、細田委員が御指摘された件も踏まえて、参考にして頂いて、今後の事を少し考えて頂く。繰り返して、時間がなかなかとれないかもしれない。繰り返してやって頂くという事が必要かもしれませんね。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、次に議題の「(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要」について、環境省の方から資料5の御説明をお願い致します。

○環境省 失礼致します。環境省産業廃棄物課におります今井と申します。どうぞよろしくお願い致します。皆様には、御協力という事ではJESCOのPCB廃棄物処理事業に関しまして御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、簡単な資料でございますが、今年度28年度にはPCB特措法を改正致しました。この法律の改正の中身につきまして、簡単に御説明をさせて頂きたいと思っております。

1枚おめくり頂きまして、全体の概要というものがございまして、ここでは簡単に全体の法律の今回の改正事項について御説明致しまして、その後でそれぞれ我々としてどういう問題意識を持って、どういう対応・措置をとるかという事を個別に御説明をさせて頂きたいと思っております。

上の部分の「背景」の所は、皆様が御承知の所でございますが、PCB特措法の元々作られ

た背景の所を御説明している所でございます。

2 ポツ目でございますが、全国5カ所の事業所で高濃度PCB廃棄物の処理に関しまして進めておりまして、もちろん東京の方でもお世話になっているという事でございます。

3 ポツ目でございます。今回の一番の法改正の目的でございますけれども、一度、国として処理期限を延長させて頂いた上で、そういう形で新しい期限に向けて確実に処理を終了するという事を目指している所でございますが、まだこれまでまだ委託をされていない事業者さんですとか、まだ実際に使われている様な方、高濃度PCBが入った機器を使用されている様な方。こういう方もいらっしゃる中で、どうやって確実にPCB廃棄物の処理を終了するか、この確実にするという所を、実際に法律の規定をもって本当に最後の最後まできちんとやり切るという所を、今回措置させて頂いたものでございます。

「法律の概要」という事で、下に4点書かせて頂いております。これは、簡単に触れさせて頂いて個別に説明します。

1 ポツ目、最初が行政内部の話でございますが、PCB廃棄物の処理基本計画につきまして、これまでは環境大臣が定めておったという事でしたが、これにつきまして閣議決定、これは政府全体の決定という事にさせて頂きますが、まさに政府全体でこの問題に取り組んで行くという事を定めたものでございます。

2 ポツ目でございます。「2. 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け」という事でございます。これにつきましては、今まさに使っている方、廃棄物となっていないくて電源に繋がれて使っているものも含めまして、処分期限までにきちんとJESCOの方に委託して頂く。こういう事を義務付けたというものでございます。

3 ポツ目でございます。「報告徴収・立入検査権限の強化」という事でございますが、これまで、他の都道府県では自治体の方にしている事業者さんには、その立入検査とか報告徴収とかある意味強権的な権限でいろいろ調査をさせて頂く事ができたのですが、使用されている方とか、私たちが開けてみないと本当にPCB廃棄物かどうか分からないものも含めて、濃度とかですね、そういうものを含めて調査する的な、こういう事まで法律上の権限はございませんでした。そこの部分を強化致しました。

4 ポツ目が「代執行」でございます。これは、本当に最後、どなたが保管事業者か不明になっている等、保管事業者がきちんと任務を果たす事ができない、自分では果たす事ができないという場合に、行政の方で代執行するという事でございます。

(PP)

先程申し上げましたが、この高濃度PCB廃棄物の処理を期限に終わらせる。この「終わらせる」というのはどういう意味かという事を我々としても考えまして、どういうステップを踏むべきかという事でございます。

①でございますが、「掘り起こし調査」と我々の方で言うておりますけれども、現在も使われているものも含めまして、世の中にあるPCB廃棄物を総浚い致しまして、きちんとJESCOの方に持ってきて頂く様に、これらの方法の道筋をつけるという事でございます。こ

の分につきまして、まさに先程申し上げたとおり、行政側の調査権限を強化するとしている所でございます。

②でございますが、使用中の方々がきちんと使用を終了しまして、廃棄物としてきちんと委託して頂くという事が必要であるという事でございます。これにつきましては、期限までに今使っているものについても廃棄物として処理して頂くという事を義務付けていく方向にしております。

③でございますが、届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物につきまして、JESCOに処分委託を行いまして、その後速やかにJESCOに搬入され、適正に処理されるという事でございます。今、廃棄物として持っていらっしゃるという方、他の届出をして頂いてますが、そういう方々に対してきちんと処分委託して頂く事を、義務付けなり強制的な作業・措置も含めてするという事でございます。

(PP)

①の「掘り起こし調査」でございます。我々としてまだまだ課題がたくさんあるという事でございますが、PCB特措法というのは保管されている方の届出の義務を掛けておる所でございますが、届出をして頂いていないという事業者さんもいますし、使用中の方もたくさんいらっしゃる。実際、我々はお願ひする形でアンケート調査というものをして頂いて、各事業者さんで、「皆さん、PCP廃棄物は残っていませんか」「保管・届出して頂けますか」という事をやって頂いておりますが、アンケート調査が届く率も100%には数えられませんし、実際に返ってくるのは、1回送っただけでは返ってくるのが5割程度と、その先は電話調査なり戸別訪問なりというのをいろいろして頂いて回収率を上げるという取り組みはしておりますが、なかなか調査が難航している部分があるという事でございます。

また、元々の法律の話でございますが、PCB廃棄物にまだなっていない、実際に使用されている方とか、本当にそれがPCBかどうかわからない人に対しては調査権限がないという状況にございました。

(PP)

2つ目。まさに使用されている方々に対する対応でございます。これはなかなか難しい所ではございますが、製造中止、新たに使用する事が禁止されている中ではありましても、まだまだ全国では、PCBが入ったトランス・コンデンサー・安定器を使って頂いている。御自分自身で気づいていらっしゃる方、気づいていらっしゃらない方も含めて、まだまだたくさんいらっしゃるという状況でございます。

こういう方々に対して、やはり最後はきちんとJESCOでこういう形で処理期限を決めまして、国としてもこの年限で事業終了するという事をもう決めておりますので、それまでにきちんと処理をして頂く。右の方に書いてございますが、元々のトランス・コンデンサーですとか、安定器ですとか、もはや通常どおり安全に使用できる様な期間というのはもう過ぎているものでございまして、こういったものについては早期にしっかり呼びかけて頂くという事を考えているところでございます。

(PP)

最後でございますが、届出をして頂いているのですけれども、なかなかJESCOに処分を委託して頂けないという方がいらっしゃる。こういった形でこういうものをそのまま持って頂いていると、実は当時の法改正前の法律では、その方々に処分を委託しろという形で命令を掛けるという事はなかなか難しい状況でございました。廃棄物の改善命令とか措置命令等という廃棄物処理法に基づく権限というのは基本的に、例えば漏れ出していますとか、崩れてしまうとかそういう生活環境保全上の支障を言っておりますが、そういう形で実際、そのPCBが環境一時停止が起きてしまう様な、そういう立証がなければ、基本的にはなかなか発令することが難しいという事でございますので、それに対して対応していくという事が必要でございました。

(PP)

今まで申し上げた所で、ここの1枚、最後に「改正法の措置のフロー」という事で書いている所でございます。先に横軸の説明をしておきますと、改正法の施行というのは今年28年の8月にさせて頂きました。括弧の「計画的処理完了期限」の方でございますが、一番右側も「特例処分期限日」を書いてございますけれども、「計画的処理完了期限」というのは、こちらの公共事業のトランス・コンデンサーのエリアによりますと、平成35年の3月、平成34年度内という事でございます。ここまでに処分、東京事業所の処理を終了するという事でございますが、この「計画的処理完了期限」の1年前までに、今使っている方々も含めてきちんと処分の委託をして下さいという事を義務付けたという形になっております。

上の青い方の矢印が、まだ使っている方々でございますが、この方々もこれまで使っている方々は、PCB特措法では特に届出等は任意で調査をしていたので、義務はなかったのですけれども、この来年度の調査の方は、この使っている方々もPCB特措法上の届出の対象でありまして、きちんと届出をして頂く義務ができます。それが、「届出」と書いている所でございます。

更に、「廃棄の義務づけ」という所でございますが、「処分期間の末日（計画的処理完了期限の1年前）」には廃棄をして下さい。こういう形の義務付けをした所でございます。廃棄をしますと、その下の緑のラインの方に入ってくるという事でございます。緑のラインが、今はもう既に現行のPCB廃棄物となって保管されているもののカテゴリーでございますが、法律の改正前から、一番左下に「第8条」と書いてございますが、届出の義務がございましたが、今回、改正法を施行致しまして、計画的処理完了期限の1年前までに、きちんとJESCOの方に処理委託をして下さいという法律に変わりました。これを超えますと、「改善命令」という形で、きちんと処理委託をして下さいという命令を掛ける事ができます。その命令には「罰則」が付いております。

もし、こういう形の命令にも従わない。そして、それ以外の保管事業者さんが長年経っていていらっしゃる。そういう場合も含めて考えておりますが、そういう場合には最

後、行政の方で「代執行」して、もちろん費用に関しましては保管事業者の方に、有償となりますが支払って下さいという法律上のお願いをする。これは義務でございますが、こういう形で最後、きちんと計画的処理完了期限までに委託をする。確実にされる様に担保するという所でございます。こういう形で、全体で「期限内処分の実現」を構成するという事でございます。

ただ、もちろんこの最後の部分というのは、かなり強権的な部分でございますが、我々として行政的な対応としては、一番左上の「掘り起こし調査」。ここの所からしっかり、これをやっていくという事が大事だと思っております。

北九州事業エリア等は、もう再来年度には期限が見えている事もございまして、早急な対応を今やっている所でございますが、こういった所を当然ながら、こういうものを全般で掘り起こし調査等の行政対応によってきちんと処分を確実にするわけでございますが、一番最後の所をきっちり、法律上の義務を詰めることによって、担保することによって、前の取り組みを加速する。こういう事で、全体を考えている所でございます。

なかなか、義務を掛けたからといって、皆さんが絶対に動くというものではないとは理解はする所でございますが、その部分を最後はしめつつ、周りの部分も行政的な取り組みをしっかりとやっていきたいという事で考えておる所でございます。

簡単でありましたが、以上が私の説明でございます。

○委員長 御質問等ございましたら。基本的には「廃棄の義務付け」という所で、JESCOがやらなければならない。今度は事業所がやらなければならない、処理しなければいけない機器の数がはっきりするという事になります。そこまでは、できるだけ「掘り起こし調査」の所で精度を高くして頂いて、JESCOの方もしなければいけないのですが。JESCOの方としても、持ち込みはできるだけ早く届出をしてもらわないと、受け入れが成り立たないという事になりますので。そこら辺の所は営業の方にしっかり頑張ってもらいたいと考えております。

そんな仕組みになったという事で、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 短く伺いたいと思えますけれども、課題について、自治体に立入権限がないのだという事になっておりますけれども、これは今回の法改正に準じるのなら、法改正においても自治体に関しては立入権限とかをなぜ付与されていないのかという事と、本日は環境省の中尾課長さんも御在席でございますが、これは最後、法改正というのがあるのか。

それと、現実的に難しいのかもしれないのですが、最後のまとめで仰りました、結局その行政代執行まで踏まえても、現実的にはそれはすごく難しいという事を言った時に、この実際にやる「掘り起こし調査」においては、立入権限の強化が大事なのだという事をまさに今、御説明された。その時に、課題と評価という事をどの様に考えて、具体的に、例えば江東区だとか東京都だとかいう現場においては、どの様な事をやっていく事がこの権限の強化の中で、法の中で自治体に権限がないとするならば、何をなす事ができるのか

という事をちょっと伺いたいと思います。

○環境省 済みません。ちょっと私の説明が悪かったと思う所が先ずございまして、この課題を書いている所は、法改正前の状況でございます。申し訳ありません。

というわけで、今回の法律で立入調査権限を作りましたという事でございます。これはできる様になりました。そういった中で、全体の話として自治体の方々とどうやっていくかという話かなと私どもは思っております、全国に政令市も含めて自治体が115ありまして、これは一緒にこの調査全体の工程をやっていかなければという所でございますが、先ず、その掘り起こしという事で、一番最初の今持っている、届出をしている方々の電気事業法で補足されているトランス・コンデンサーみたいなものを届出されている方々が88万事業者前後いらっしゃいます。この辺の方々にはもうアンケート調査をして頂いて、その回答できちんと確認してもらおうという事を先ずはやっているという事でございます。そのあたりは、環境省からも掘り起こしのマニュアルを周知したり、その背景を周知しながら取り組みを進めている所でございます。

まだちょっと東京事業所は後数年ございますけれども、期限が近い所につきましては、かなりアンケート自体も1巡目、2巡目という所もあって、事業者の方々にはよく認識をして頂いて、自分の手元に本当に残っていませんかという事をやって頂いている所でございます。

自治体の方からは、国に対しては全国的な広報とか、そういったものをしっかり取り組んで欲しいという御要望を頂いていて、そういう所は国としてもきちんと考えていきたいと思っているところです。

最後、要は今回の改正で「代執行」という極めて重い決断になりますので、こういった所にてできるだけ行かない様にはしたいのですが、最後の期限が本当に来てしまっていて、誰も委託する人がいないという状況であれば、それは最後をせざるを得ないというところでございますので、全体は本当に、殆どの事業者さんの方に「代執行」なり「改善命令」なりをしなければいけないのかという事を、ある意味で論学的に見据えながら、その日のうちにどういう形の指導をして頂いて、この「改善命令」は最後の年しかできない形になっていきますので、最後の年の4月を迎えた時に、どういう形の命令を掛けて頂いてという所まで見据えて、今の段階では掘り起こしの方を進めていく事をちょっと計画的に、今回のこの法改正がありましたので、進めていって頂きたいという事を考えている所でございます。

○委員 承知しました。

○委員長 これは最後のページにあります。左端の上の所に「報告徴収・立入検査権限の強化」というのが載っています。そういう形です。よろしいでしょうか。

それでは、一応（5）まで予定したものがありますけれども、「その他」が（6）でしょうか。何かありますか。どうぞ。

○事務局 最後に参考資料としてお配りします、A4の表印刷のものでございます。「ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について」御報告を申し上げます。

○JESCO 本社PCB処理事業部の富坂でございます。

私から、ポリ塩化ナフタレン入りのPCBトランス油の処理について、大阪事業所の方で試験を行いましたので、その報告をさせていただきます。

このポリ塩化ナフタレンというのは、PCBと同じ様にベンゼン環と塩素から構成されている物質なのですが、この油がPCBのトランス油に含まれているものがある。これは三菱電機製の整流器だとかという事なのでございますけれども、このポリ塩化ナフタレンが、PCBも入っておりますけれども、ストックホルム条約（POPs条約）の規制対象物質に入ったのが昨年5月でございます

今回の大阪の事業所でございますけれども、このPCN入りの油にPCB油が含まれているという事が分かりまして、こちらは処理が問題なくできるかどうかという事を環境省あるいは有識者の方々から御指導を受けて、この「処理性能評価試験」を行いました。本日は、その結果の照会をさせていただきますと思います。

試験につきましては、今年の3月に2回実施致しました。実施体制としてはJESCOが試験統括をしまして、運転会社の協力あるいは分析につきましては島津テクノリサーチ様に御依頼して、結果の評価は環境省にお願いした。このような形でございます。

その分析結果でございますけれども、結果としてはこのポリ塩化ナフタレンは全て検出される。全部分解されていますという評価結果でございます。

表を2つ付けてございますのが、検出されないというのが一応、分析方法によるというところがございますので、「ND」と言っております定量化粘液をゼロとみなした場合の評価。この時には全くありませんでしたという事でございますけれども、この定量化粘液が0.001mg/kgという事でございますので、このポリ塩化ナフタレンの異性体が塩素数が2～8のものまで全部で7つございますので、全体にND値は検出下限値ぎりぎりいっぱいまであったと仮定した場合であっても、99.993～99.994%まで分解された。この様な結果でございますので、問題なくJESCOの方も大阪の方で処理ができることを確認したという事でございます。御報告は以上でございます。

○委員長 このPCN入りのトランス油については、今の所は東京事業所に持ち込まれる中には把握していない。

○JESCO 現状、残っているものでは把握していない。

○委員長 万が一見つかった場合、大阪事業所の処理技術と東京事業所の処理技術が異なる技術なので、万が一東京事業所に持ち込まれるものにPCNが入っていくという事が判明した場合には、JESCOの方で大阪事業所と同じ様な処理実験をして頂いて、確実に処理ができると確認して頂くという事でお願いをさせていただきます。

一応、そういうことでJESCOの方は御回答頂いておりますので、そういう対応をして頂けるだろうと思っています。よろしいでしょうか。

○事務局 それでは、次回の委員会の御報告でございます。第37回環境安全委員会については、来年3月ごろの開催を予定しております。日程につきましては、中杉委員長と相談

の上、決めていきたいと思えます。委員の方々の日程調整をさせて頂いた上で、再度御連絡を申し上げます。事務局からは以上でございます。

○委員長 私の進行の不手際で少し延びてしまいました。本日の議題につきましては以上でございます。先生方から他に何かございますでしょうか。

○委員 いいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 ちょっと1点だけ確認させて下さい。今日配られました「東京PCB廃棄物処理事業だより」というのがありますよね。これは、今日配られたのは4月と7月の分なのですが、これは年に何回発行しているのですか。

○事務局 年に4回でございます。

○委員 今日御報告のあった事故の件なのですけれども、これはこのだよりに書いていないのですが、通常この程度の事故というのはこのだよりには書かれないものなのですか。

○委員長 これまではどうでしたか。4月と7月のこれには書かれていないということですね。

○JESCO 済みませんでした。(No.46)の方の裏ページの上のやりとりですね。4月6日の発生した水熱のトラブルについては書かせて頂いております。

○委員長 事業部会で議事として書いた。

○委員 ああ、ここですね。分かりました。ちょっと見逃しました。

○委員長 それでは、これで本日の環境安全委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。